

## 朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）

都市計画幸町三丁目地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日 平成30年8月3日
----------------------

	名 称	幸町三丁目地区地区計画
	位 置	朝霞市幸町三丁目の一部
	面 積	約3.2ヘクタール
	地区計画の目標	<p>本地区は、本市の南部、東武東上線朝霞駅から南西へ約1.5キロメートルに位置し、旧朝霞第四小学校跡地の区域である。</p> <p>本地区は、国道254号に隣接した交通の利便性が高い区域であり、周辺には沿道サービス施設等と公共・公益施設が立地している。</p> <p>本地区では、都市計画マスタープランにおいて「まちづくり重点地区」として、交通の利便性に優れた立地特性を生かし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を目指すことを位置づけている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、本地区において、地域経済の活性化、雇用の創出に資する先端産業の立地を誘導し工業系の土地利用を図ることとなり、新たな土地利用が適正に誘導されるよう、地区施設を適正に配置して都市基盤を確保するとともに、建築物の規制、誘導を行うことにより、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺環境との調和に配慮しつつ、まちづくり重点地区にふさわしい工業系を主体とした土地利用とする。
	地区施設の整備の方針	本地区の利便性及び安全性の向上を図るため、区画道路を適正に配置する。また、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目指すため、地区の外周に緩衝緑地を配置する。
	建築物等の整備の方針	地区の土地利用が適正に誘導されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。

		種類	名称	規模	適用
地区施設の配 置及び規模	道路	区画道路1号	幅員8メートル 延長約200メートル		
	緩衝帯	緩衝緑地1号	幅員5メートル 延長約680メートル		車両等の出入口、門柱、 門扉又は安全上、保安上必 要なものを除く。
地区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の 制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</li> <li>2 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>3 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>4 保育所(当該地区にて事業を営む企業の関係者の用に供する施設を除く。)</li> <li>5 物品販売業を営む店舗(当該地区にて事業を営む企業の関係者の用に供する施設を除く。)</li> <li>6 飲食店(当該地区にて事業を営む企業の関係者の用に供する施設を除く。)</li> <li>7 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</li> <li>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>9 カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>10 畜舎</li> <li>11 自動車教習所</li> <li>12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物</li> <li>13 葬儀場</li> </ol>		
		壁面の位置の制限	<p>計画図に表示する地区施設の道路又は緩衝帯の区域内には、建築物の部分は建築してはならない。ただし、安全上、保安上必要なものを除く。</p>		
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>計画図に表示する地区施設の道路の区域内には、門、塀、垣、柵、広告物(建築物の壁面から突き出す広告物で、道路から広告物の下端までの高さが4.5メートルを超えるものを除く。)等の工作物は設置してはならない。</p>		

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理由 まちづくり重点地区にふさわしい地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を図るため、地区計画を決定する。